

高井伸夫著『『キャリア権』法制化の意義—キャリアの進展と複線化への不断の努力を一』週刊新潮 2020年10月22日号を読む

キャリア権とは

「人びとが意欲、能力、適性に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活をつうじて幸福を追求する権利」

諏訪 康雄(元中央労働委員会会長・法政大学名誉教授による)

1. (1) 学生の就職活動の一環である企業における就業体験＝インターンシップは、多くの企業で実施され定着している。
(2) 就業体験は、学生による自発的なキャリア形成のための「準備」を経た「選択」の段階であると理解できるだろう。
(3) しかし、近年人気がある長期間の就業体験において、いくつかの AI や IT 系企業が学生に 6 週間で 60 万円ほど支払うとの報道に接すると、専門知識を持つ優秀な学生によるキャリア展開の始まりの側面もあると考えられる。
(4) こうした状況は、経団連も提言している専門的スキルを見る通年型の「ジョブ型」採用を先取りするものといえよう。
(5) かたやコロナ禍で大きな影響を受けた分野での女性非正規雇用の減少が顕著である(総務省「労働力調査」)。
(6) 感染症の拡大という事態があったにせよ、社会のニーズに合った専門スキルを持たなければ、求められる存在たり得ない時代なのである。
2. (1) 経営悪化に伴う非正規雇用の雇止めや正社員の解雇は、ときに「使い捨て」や「首切り」という言辞で非難される。
(2) これらは大げさな表現ではなく、労働は生活の糧をもたらすと同時に生きがいであり、働く者の存在と生命がかかっているという意味で、キャリアの断絶はまさに“死”を意味するのである。
3. (1) この夏、生きがいについて深く考えさせられる事件が報道された。
(2) 治療法のない難病を 2011 年に発症し、自力で動けず 24 時間ヘルパー支援を受けてひと

りて闘病していた女性(51歳)が、主治医でない二人の医師に SNS を通して安楽死を依頼し、昨年これら医師による薬物で死亡したのである。

(3)この女性は、発病前は海外での経験も多く、帰国後は東京で専門職の仕事に就いていたという。

(4)日本では安楽死はもちろん認められていないし、安楽死についての法律もない。

(5)裁判例と厚労省によるガイドラインが指針となる程度であろうか。

(6)安楽死を認めている国の調査によれば、安楽死を望むのは、高学歴者で社会的経済的に優位の人々のほうがそうでない人々より件数が多いという(松田純著『安楽死・尊厳死の現在』中公新書)。

(7)自分が思うように生きられないことやキャリアをまっとうできないことへの精神的苦痛からの解放を願う心情が推察される。

4. (1)ジョブ型雇用は、“入り口”では確かに専門職の優位性を発揮できる。

(2)しかし、変化のスピードが速い時代ではキャリアの陳腐化も速い。専門職であればあるほど、知識と技能を常にアップデートし、複数のキャリアを持つ努力が必要にもなる。

(3)日本の労働法では解雇規制が強いという実態があるが、ジョブが評価されて雇用された者は、期待された成果をあげられなかったり、ジョブが不要になれば、雇用が解消されるのが論理的帰結であることを忘れてはならない。

(4)これからはキャリア権を考えるうえでも、「準備」「選択」「展開」だけでなく、仕事には「断絶」も「終焉」もあるという現実を直視し、その事態を想定して、常に複線的に別のキャリアの「準備」「選択」「展開」もおこなう心構えさえ必要になるのではないか。極めて厳しい時代状況である。(次回は12月に掲載予定)

「キャリア権」法制化を目指す会

代表者 弁護士 高井伸夫

連絡先：東京都千代田区九段北 4-1-5 市ヶ谷法曹ビル 902 号室 高井・岡芹法律事務所内

FAX : 03-3230-2395

お問い合わせは FAX のみで受け付けております。(担当者 中村・宮本)

<コメント>

人生における様々な状況に即応したキャリア権のしくみを整える必要性を再認識させていただいた。

2020年10月15日(木)